

令和4年度北海道支部事業計画の上期実施状況について

令和4年度北海道支部基本方針

I. 北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

II. 北海道支部事業運営方針

1. 第5期保険者機能強化アクションプラン（3年）の中間年として、ステップする大事な年度であり、目標に向かってチャレンジしていく
2. 職場環境の変化（コロナ禍・制度改正・次期システム導入・事務所移転等）に対し、一人一人が責任ある対応をする
3. 協会けんぽの事業が加入者に理解されて、満足感を与えているか、常に問題意識を持って取組む
4. 事務処理の厳格化（正確・迅速に、検証は最後の砦）を図る

令和4年度北海道事業計画の上期の実施状況

1. 基盤的保険者機能関係・・・3頁

- (1) 健全な財政運営
- (2) サービス水準の向上
- (3) 限度額適用認定証の利用促進
- (4) 現金給付の適正化の推進
- (5) 効果的なレセプト内容点検の推進
- (6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化
- (7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底
- (9) オンライン資格確認の円滑な実施
- (10) 業務改革の推進

2. 戦略的保険者機能関係・・・13頁

- (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進
 - v) 北海道支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進
- (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進
- (4) インセンティブ制度の着実な実施
- (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
 - iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- (6) 調査研究の推進
 - i) 支部による医療費分析
 - ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施
 - iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

3. 組織・運営体制関係・・・26頁

- (1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- (2) 人事評価制度の適正な運用
- (3) OJTを中心とした人材育成
- (4) リスク管理
- (5) コンプライアンスの徹底
- (6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

1. 基盤的保險者機能關係

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（1）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会における保険料率に関する議論 ・保険財政に関する周知広報 ・各審議会等の協議の場における意見発信 <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《評議会における保険料率に関する議論》</p> <p>◆10月の評議会において、5年収支見通しを示し、財政赤字構造が解消されないことに加え、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれることや、財政悪化した健保組合が解散を選択し協会けんぽに移行する事態が予想されること等、協会けんぽを取り巻く楽観を許さない状況を丁寧に説明したうえで、保険料率に関する議論を開始し、事業主代表・被保険者代表・学識経験者それぞれの立場からのご意見をいただき、本部に意見発信を行った。</p> <p>《保険財政に関する周知広報》</p> <p>◆今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくことを目的として、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙を指す）による広報を行い、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行った。</p> <p>《各審議会等の協議の場における意見発信》</p> <p>◆北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行った。</p>	<p>—</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（２）サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード100%の遵守 ・郵送による申請書の促進 ・お客様満足度の向上 <p>【KPI】</p> <p>①サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p>	<p>《サービススタンダード100%の遵守》</p> <p>◆サービススタンダード対象申請書（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費））について、日々の進捗管理を徹底した結果、10月末時点で100%達成している。</p> <p>下期においても、進捗管理の徹底を継続することで、KPIの確実な達成を図る。</p> <p>《郵送による申請書の促進》</p> <p>◆申請書郵送化については、支部定期広報媒体や各種研修会等により継続的に周知・広報を行っている。昨年度の出張窓口廃止により郵送化率が向上しているものの、KPIに対しては未達の状況。</p> <p>郵送提出のメリット等に関する周知・広報を継続し、KPIの達成を図る。</p> <p>《お客様満足度の向上》</p> <p>◆支部窓口職員に対する実務研修を行ったほか、電話応対をする職員に対し、電話応対時の注意事項（あいさつ、傾聴姿勢など）を掲載したシートを配布し、各職員の机上に設置するなど意識づけを徹底、お客様満足度向上に向けた対応を図った。</p>	<p>①100%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年度末：100%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金受付件数 50,940件（10月末現在） ※令和3年10月末現在：42,712件 ・出産手当金受付件数 3,360件（10月末現在） ※令和3年10月末現在：3,804件 <p>②95.2%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：94.9% ↓ 令和3年度末：93.5%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等受付件数 230,539件（10月末現在） ※令和3年度末：372,989件 ・申請書等の受付状況 支部窓口等：4.8%（10月末現在） ※令和3年度末：6.5%

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（3）限度額適用認定証の利用促進</p> <p>・限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進》</p> <p>◆オンライン資格確認は順次普及していているところであるが、上期については引き続き限度額適用認定証の利用促進に向けた広報を主に行った。</p> <p>◆入院病床のある医療機関に対する申請書の備え付け依頼を継続したほか、4月に支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員向け情報紙、社会保険協会発行の情報誌）を活用し、限度額適用認定証の利用によるメリット等に関する広報を実施した。</p>	—
<p>（4）現金給付の適正化の推進</p> <p>・業務処理手順の標準化の徹底</p> <p>・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行</p> <p>・傷病手当金等の適正給付の推進</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《業務処理手順標準化の徹底》</p> <p>◆令和5年1月のシステム刷新により、一層事務処理の標準化を徹底していく。</p> <p>《傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行》</p> <p>◆事務処理手順書に基づき、日本年金機構から提供される年金データとの突合を行い、更正決定などの処理を確実に実施している。 【参考】276件、52,409,710円（10月末時点）</p> <p>《傷病手当金等の適正給付の推進》</p> <p>◆今年度上期においては、保険給付適正化プロジェクト会議を開催する案件が発生しなかった。 下期においては、申請内容に疑義が生じた際に、速やかに保険給付適正化プロジェクト会議を開催し、個別の案件を共有・重点的な審査のうえ、適正給付の推進を図る。</p>	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（５）効果的なレセプト内容点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査定効果額向上につながる内容点検の実施 ・社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有 ・社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応 ・資格及び外傷点検の効果的な実施 <p>【KPI】</p> <p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>《査定効果額向上につながる内容点検の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆昨年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、レセプト点検員の在宅勤務（隔日出勤）を講じた時期があり、単純な比較は難しいものの、現在は再審査請求件数・査定効果額は増加傾向にあり、査定率は前年同期から0.025%上昇し、全国で第1位となっている。 ◆昨年度から、査定効果額を最大限確保すべく、手術を伴う入院レセプトなど、高点数レセプトを優先して点検する方針を実施し、今年度も引き続き同方針を継続。業務の効率化を図った結果、1件当たりの査定額は6,881円となり、前年同期から+1,290円となった。 ◆点検員個々のスキルアップを図るため、勉強会・研修会の強化を図り、査定事案の研修だけでなく、査定事案を効率的に抽出するにはどのように行うか等、限られた時間の中で効率良く点検を進められるよう、体制の見直しを図った。 ◆引き続き、レセプト点検員個々の特性（強み・弱み）を分析したうえで、面談時にフィードバックを行い、特性にあわせた効率的な点検の実施を通じて、最大限の上積みを図っていく。 <p style="text-align: right;">～ 次頁に続く ～</p>	<p>①0.471%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：0.446% ↓ 令和3年度末：0.445%</p> <p>②6,881円（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：5,591円 ↓ 令和3年度末：5,776円</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p>《社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有》</p> <p>◆昨年度は、コロナ禍において書面開催が主となっていた社会保険診療報酬支払基金北海道支部との打ち合わせについて、今年度は対面による開催を実施し、より一層の情報共有を図った。</p> <p>具体的には、毎月の査定とならない事例の理由確認のほか、10月からの支払基金改革における組織体制変更による審査への影響等、同基金北海道支部と情報交換を行い、当支部における二次審査の審査業務の効率化を図っていく。</p> <p>《社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応》</p> <p>◆社会保険診療報酬支払基金改革に関する変更点・課題等の情報共有を図り、レセプト点検員への積極的な情報提供及び今後の対策の検討を行った。</p> <p>《資格及び外傷点検の効果的な実施》</p> <p>◆システムを最大限に活用し、迅速・確実な点検を実施した。さらに効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を進めた。</p> <p>下期においては、次期業務システムの導入及び業務マニュアル等の改定が行われるため、改定等に沿った資格点検・外傷点検を確実かつ効率的に実施する体制の構築を図っていく。</p>	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（6）柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費について、患者照会に関する照会業務の強化 ・施術管理者に対する照会業務の強化 ・適正受診に関する周知広報 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における、審査手順の標準化 <p>【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>	<p>《患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3部位以上かつ月15日以上の施術や柔整審査委員会にて疑義が生じた施術所を受診している加入者、並びにいわゆる「部位ころがし」が疑われる申請の加入者に対し、負傷原因等の照会を行った。 <p>《施術管理者に対する照会業務の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記照会の結果、疑わしい申請があった場合や不正疑いの情報提供などがあった場合には、面接確認委員会を開催するが、上期は実施するに至らなかったものの、下期には、当該面接を実施予定している。 施術管理者から直接疑義案件の詳細を聴取し、不正や不適切な取扱いが確認された際には、免許の停止など強制力を前提とした指導対象となるよう、厚生局への情報提供を行うこととしている。 <p>《適正受診に関する周知広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷原因等の照会文書発送時に、適正受診に関するチラシを同封したほか、6月に支部定期広報媒体等を活用し、健康保険が適用となる条件等に関する広報を実施している。 	<p>●0.58%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：0.68% ↓ 令和3年度末：0.65%</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付件数 259,703件（10月末現在） ※令和3年10月末：261,069件 ・照会件数 2,111件（10月末現在） ※令和3年10月末：9,663件 ・3部位以上かつ月15日以上の申請受付件数 1,512件（10月末現在） ※令和3年10月末：1,784件

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
	<p>《あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における、審査手順の標準化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師の同意内容に疑義が生じた場合について、医師照会を確実に実施している。 ◆ 上記医師照会の結果、不正や不適切な取扱いが確認された際には、免許の停止など強制力を前提とした指導対象となるよう、厚生局への情報提供を行うこととしている。※10月末時点では発生なし 	<p style="text-align: center;">—</p> <p>【参考】 ・受付件数 25,227件（10月末現在） ※令和3年10月末：25,781件</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（7）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証回収業務の強化 ・保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知 ・債権管理業務の効率化・回収業務の推進 <p>【KPI】</p> <p>①日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。</p>	<p>《保険証回収業務の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本年金機構の資格喪失処理がなされた9営業日後に、保険証未回収者に対する返納催告を速やかに実施することに加え、回収不能届に記載された電話番号を用いた電話催告を、10月末時点で800件実施した。 <p>《保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆システムにより保険証未回収枚数の多い事業所を抽出し、電話による催告を11月末時点で299件実施した。 下期は、特に日本年金機構に対し電子申請による資格喪失届を行っている事業所の未回収が多い傾向にあるため、重点的に電話・文書等による催告を進めていく。 <p>《債権管理業務の効率化・回収業務の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資格喪失後の国民健康保険加入が確認できた債務者については、国保との保険者間調整を積極的に活用することにより、返納金債権回収率の向上を図った。（11月末時点：276件29,564,641円） ◆次の保険資格は確認できたものの、接触ができなかった債務者に対しては、弁護士名による催告、内容証明郵便による催告等を実施し、それでもなお反応がない者には、支払督促等の法的措置を実施した。（11月末時点：40件） ◆資格喪失後受診が判明した高額レセプト（5,000点以上）について、居住市区町村への国保加入状況を調査し、医療機関へのレセプト請求切替を依頼することにより、債権発生未然防止を図った。（11月末時点：20件、1,090,781点） ◆法的措置により、債務名義を取得した債権で財産が特定できたものは、強制執行を実施した。（11月末時点：18件3,902,046円） 	<p>①92.58%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：91.29% ↓ 令和3年度末：90.36%</p> <p>②22.89%（10月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年10月末：32.31% ↓ 令和3年度末：71.28%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>（8）被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認の実施 未提出事業所に対する提出勧奨の強化 未送達事業所に対する調査 <p>【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を<u>93.4%以上</u>とする</p>	<p>《被扶養者資格の再確認の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格再確認リストについて、63,033事業所に対し、10月から順次送付をしている。 <p>《未提出事業所に対する提出勧奨の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> 下期において、未提出事業所への文書や電話による勧奨を確実に実施することによって、KPIの達成を図る。 <p>《未送達事業所に対する調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> また、未送達事業所の調査について、日本年金機構に依頼し、所在の追跡を行ったうえ、提出率の向上を図る。 	<p>● 62.1%（11月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年11月末：31.6% ↓ 令和3年度末：91.3%</p>
<p>（9）オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業主への周知広報 <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《オンライン資格確認の円滑な実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードが健康保険証として利用できる等のメリットのほか、利用可能な医療機関や薬局の情報提供について、Twitterで9月に発信した。 	<p>—</p>
<p>（10）業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の標準化・効率化・簡素化の推進 生産性の向上の推進 <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《業務の標準化・効率化・簡素化の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニットミーティングや業務日報による集計、審査・確認事務手順に基づく事務処理など、本部の策定したスキームや各種ツールを活用のうえ、業務の標準化・効率化・簡素化を推進した。 <p>《生産性の向上の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者として重点的に取り組むべき「戦略的保険者機能の発揮」に向けた人材供給のため、業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底していくことにより、生産性の向上を図っている。 	<p>—</p>

2. 戰略的保險者機能關係

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
------------	------	--------

2. 戦略的保険者機能関係

（１）データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・被保険者の特定健診実施率の向上
- ・事業者健診データ取得率の向上
- ・被扶養者の特定健診実施率の向上

【KPI】
 特定健診受診率を**58.0%以上**とする

≪内訳≫

- ①生活習慣病予防健診受診率を**53.3%以上**（受診見込者391,800人）とする
- ②事業所健診データ取得率を**11.9%以上**（取得見込者87,400人）とする
- ③被扶養者の特定健診受診率を**34.4%以上**（受診見込者77,100人）とする

《被保険者の特定健診実施率の向上》

◆新規適用事業所への文書及び電話勧奨、任意継続被保険者への文書勧奨を実施。新型コロナによる受診抑制意識も徐々に解消されたこともあり、9月末時点の実施率は昨年度を7.0%上回っている。

◆受診抑制意識の解消と令和5年度の自己負担額軽減を受診者数増加に結び付けていくために、令和4年度下期は一部地域で健診機関による事業所への受診勧奨（公募）事業を先行実施し、令和5年度本格的な実施につなげていく。

◆各健診実施機関の受入可能数を把握し、供給が不足している地域の新規契約機関の拡大を図るために、北海道や国保連、自治体・健診機関との連携を進めていく。

《事業者健診データ取得率の向上》

◆トラック協会や健診機関と連携した同意書取得の取り組み、外部委託の活用や、行政（北海道・北海道労働局・北海道厚生局）と連携した提出勧奨の実施等により、データ取得率は昨年度を1.0%上回っている。

◆事業者健診データの取得には、商工団体や業界団体、各自治体との連携が不可欠であることから、さらなるデータ取得の促進に向けて、下期は関係機関へのアプローチを積極的に進めていく。

～ 次頁に続く ～

● **26.8%**（9月末現在）

≪内訳≫

- ①**29.1%**（生活習慣病予防健診）
- ②**3.9%**（事業者健診データ）
- ③**6.8%**（被扶養者の特定健診）

	R4上期	R3上期
①②被保険者対象者数 (A)	735,447	791,721
①被保険者実施累計 (B)	213,713	174,581
①生習病実施率 (B÷A)	29.1%	22.1%
②データ受入分 (C)	28,522	22,669
②データ取得率 (C÷A)	3.9%	2.9%
③被扶養者対象者数 (D)	224,315	222,792
③被扶養者実施累計 (E)	15,293	12,956
③被扶養者実施率 (E÷D)	6.8%	5.8%
特定健診受診率 (B+C+E) ÷	26.8%	20.7%

※対象者数は年度当初の見込み（計画）数値

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p>《被扶養者の特定健診実施率の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象者への受診券送付、新規加入被扶養者に対する受診勧奨、無料特定健診の実施により、実施率は昨年度を1.0%上回っている。 ◆下期は、未受診者への受診勧奨や、自治体で実施している住民健診・がん検診への受診案内などを実施し、さらなる受診者数の増加を目指す。 ◆また、事業所における健康づくりの取り組みの一環として、「従業員（被保険者）を通じた家族（被扶養者）に対する、事業主・支部長の連名による受診勧奨」について、引き続き健康宣言事業所等を中心に提案していく。 	

事業計画（重点事項）	実施状況	KPIの実績
------------	------	--------

2. 戦略的保険者機能関係

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・被保険者の特定保健指導実施率の向上
- ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上
- ・特定保健指導の質の向上

【KPI】
 特定保健指導の実施率を**26.0%以上**とする

≪内訳≫
 ①被保険者の特定保健指導の実施率を**25.8%以上**とする（対象者数：98,236人、実施見込者数：25,370人）
 ②被扶養者の特定保健指導の実施率を**27.7%以上**とする（対象者数：7,248人、実施見込者数：2,010人）

《被保険者の特定保健指導実施率の向上》

◆健康意識の高いタイミング、かつ、利便性が高い、健診当日の特定保健指導の積極的な実施について、継続的に特保実施機関へ働きかけを実施。また、新規契約に向けた健診機関等との交渉を強化した結果、実績評価件数は前年度を1.0%下回っているが、初回面談件数は前年度を300件程度上回る状況で推移している。

◆下期は、引き続き、健診実施機関による積極的な健診当日型指導の実施、支部保健師による事業所支援と組み合わせた後日型指導の実施、専門事業者による実施（支部保健師の訪問が困難地域のカバー）等を組み合わせ、実施件数のさらなる増加を図る。

◆特保実施機関の保健指導者を対象とした合同研修会を開催し、今後の制度見直しの方向性等の学習、各実施機関の現状や対象者を確実に特定保健指導につなげるための工夫などを共有し、さらなる実施件数の向上を図る。

《被扶養者の特定保健指導実施率の向上》

◆協会が主催している無料特定健診では、対象者の9割が健診当日型指導を実施しており、非常に効果が高いことから、下期の残り2クール¹の無料集団健診において、指導対象者への確実な指導の実施に向けて、委託機関との調整を行う。

《特定保健指導の質の向上》

◆支部保健師へのスキルアップ研修や健診実施機関の定期ヒアリングを通じて、中断率の改善や遠隔（Web）面談の実施スキルの向上を図る。

～ 次頁に続く ～

● **5.1%**（9月末現在）

		R4上期	R3上期
本人	対象者数	98,236	99,849
	実施者数	4,647	5,730
	実施率	4.7%	5.7%
家族	対象者数	7,248	5,525
	実施者数	705	397
	実施率	9.7%	7.2%
合計	実施率	5.1%	5.8%

※実施者数は評価者数
 ※対象者数は年度当初の見込み（計画）数値

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する受診勧奨の推進 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進 <p>【KPI】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p>	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p>《医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今年度より実施した、健診実施機関による健診受診当日の受診勧奨について、22機関と契約を締結。これまでに健診で「要治療」「要精密」と判定された者1600人に受診勧奨を実施。 ◆支部においては、本部が実施する一次勧奨（約10,000件）のうち、重症域で受診が確認できない者（健診受診月を含む3か月以内）へ、かかりつけ医等への受診を促す二次勧奨（文書勧奨）を実施。 ◆下期は、各機関での進捗管理を行い、対象者への確実な受診勧奨を実施させるとともに、令和5年度新規契約機関拡大に向けて健診機関へアプローチしていく。 <p>《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆治療中断者への受診再開勧奨について、札幌市医師会東区支部と連携して進めていくことを確認。下期に、対象者の絞り込み条件や送付文書の内容等について、医師会側と調整を行い、文書勧奨を実施していく。 	<p>● 8.82%（7月末）</p> <p>受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関勧奨：1,663件（11月末） ・本部一次勧奨：<u>9,779</u>件（9月末） ・支部二次勧奨：<u>2,093</u>件（9月末） <p>【前年度実績】 令和3年度末：10.68%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言基本モデルの標準化 宣言事業所数の拡大 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上 行政等との連携の強化 ヘルスリテラシーの向上 メンタルヘルス対策の推進 <p>【KPI】 健康事業所宣言の宣言事業所を2,650社以上とする</p>	<p>《健康宣言基本モデルの標準化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本部より示された宣言項目（健診受診率・特定保健指導実施率等）として盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化に伴い、宣言のパンフレットやエントリーシートの見直しを行った。 <p>《宣言事業所数の拡大》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健診データの提供がなく、かつ被保険者が概ね8人以上在籍する、14,873事業所を対象に、連名（行政機関・経済団体等）による勸奨文書を11月に発送するとともに、当該約14,873事業所のうち、被保険者が概ね10人以上在籍する事業所を対象として、勸奨文書の送付から一定期間経過後に、外部委託による電話勸奨を実施した。 ◆10人以上の健診結果を保有する5,723事業所に対し、事業所カルテを活用した勸奨文書を10月に発送するとともに、文書の送付から一定期間経過後に、外部委託による電話勸奨を実施した。 <p>《宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆10月に、事業所自らの健康づくりの推進を図ることを目的として、宣言事業所2,516社に対し、事業所カルテを送付し、自社の健康課題の情報提供を行ったほか、併せて健康経営優良法人2023の募集開始・認定取得にかかるセミナーの開催等の情報提供を行った。 ◆新たな支部保健師等による総合的な事業所支援（事業所カルテ等を踏まえた課題の抽出から、課題解決までの一連のプロセスを支援）として、支部保健師による受診勸奨（面談・手紙）や、従業員の家族（被扶養者）の健診受診率向上を図る取り組み（事業所代表取締役・支部長の連名による文書勸奨）を行う等、フォローアップメニューの充実を図っている。 <p style="text-align: right;">～ 次頁に続く ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2,548事業所（10月末現在） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9者連名勸奨文書による宣言獲得 15事業所（12月末現在 発送4回中2回発送） ・事業所カルテ等を活用した勸奨文書による宣言獲得 58事業所（12月末現在） <p>【前年度実績】 令和3年度末：2,465事業所</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
	<p>～ 前頁の続き ～</p> <p>《行政等との連携の強化》</p> <p>◆ 6月及び9月において、明治安田生命・大塚製薬株式会社と健康経営の推進をテーマとしたセミナーを共催した。</p> <p>《ヘルスリテラシーの向上》</p> <p>◆ 令和4年12月よりSNSを活用した若年層向けの「上手な医療のかかり方」周知広報を実施中である。</p> <p>《メンタルヘルス対策の推進》</p> <p>◆ 10月に北海道医師会・北海道産業保健総合支援センターと連携し、札幌市の会場にてメンタルヘルスをテーマとした「健康づくり講演会」を開催した。 開催にあたっては、集合参加とオンライン（YouTube）参加を組み合わせ合わせたハイブリット形式を採用することによって、参加者の最大化を図った。</p> <p>【参加者合計】会場：31名 オンライン：138名</p>	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>v) 北海道支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進</p> <p>・喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）</p> <p>・喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）</p> <p>【KPI】 北海道支部被保険者の喫煙率について 37.07%以下とする</p>	<p>《ポピュレーションアプローチ関係》</p> <p>◆支部保健師による出前健康づくり講座において、分煙・禁煙の重要性に関する周知を図った。</p> <p>◆事業所訪問時（宣言事業所に対するフォローアップ）において、禁煙啓発にかかるポスター・パンフレット・DVD等の資材を提供した。</p> <p>《ハイリスクアプローチ関係》</p> <p>◆生活習慣病予防健診の問診時を活用した「医師による簡易禁煙指導」（タバコの有害性のほか、具体的な禁煙方法に関して、喫煙者に対し医師が直接働きかけるもの）について、38の健診実施機関で実施。各機関の実施状況の進捗管理を徹底した結果、令和4年度の実施目標である30,000件以上の実施は達成できる見込みである。</p> <p>◆個人毎の健診結果と疾病発症確率モデルを活用したオーダーメイド型禁煙勧奨通知（禁煙することにより、がん、脳卒中や心筋梗塞の発症確率がどの程度、低下する等の情報を記載したもの）について、3月に約30,000人に対し送付予定。なお、今回は子どもがいる場合・家族等に最近入院歴があったなどライフイベント別のデザインを採用することで訴求力の向上を図った。</p> <p>◆国立がん研究センターが実施する実証実験事業（事業主及び労務管理責任者を通じた職場の禁煙推進に関するモデル事業）に参画。2事業所に対し介入指導が行われた。「事業所自らが行う効果的な禁煙推進方法のノウハウ」を取得したことによって、今後の禁煙事業における横展開により、喫煙率低減・将来的な加入者の健康度向上が期待できる。</p>	<p>●令和4年度の喫煙率については、令和4年度の健診受診結果より算出するため、確定は令和5年10月を予定</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前健康づくり講座実施件数 10回（10月末現在） 前年度実績：7回 ・医師による簡易禁煙指導実施機関 38機関（10月末現在） ・医師による簡易禁煙指導実施者 20,601人（10月末現在） 前年度実績：29,103人 <p>【直近の実績（喫煙率）】 令和2年度末：37.0%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（2）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>・支部広報計画に基づく広報活動の推進</p> <p>・健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化</p> <p>【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.5%以上とする</p>	<p>《支部広報計画に基づく広報活動の推進》</p> <p>◆「支部広報計画」を策定し、地域の実情や時節柄等に応じた広報を計画通り実施した。</p> <p>◆Twitterによる広報について、より広範囲な情報発信及びフォロワー数の増加を図るため、新たにプロモツイート（ツイッター広告）を活用し、取り組みの強化を図った。具体的な内容としては、広報内容のリツイート（2次拡散）等により、効果の最大化を狙うことを目的として、12月の投稿において、「上手な医療のかかり方」をテーマにしたマンガ素材を活用した。</p> <p>当該広告の効果は下期において、エンゲージメント数（投稿に対する反応数）の伸び率等により検証する。 【参考】フォロワー数657人、1投稿／エンゲージメント数396回（12月末時点）</p> <p>◆OTC医薬品、セルフメディケーションをテーマに「上手な医療のかかり方」にかかる周知・広報のため、SNS（Instagram、FaceBook、YouTube）を12月より実施中。当該広告の効果検証は3月に実施。。</p> <p>《健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化》</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン（YouTube）形式による「健康保険委員研修会」を9月に開催した。</p> <p>講演内容として、「歯と口の健康からはじまるフレイル対策」と題し、外部専門家に実施いただくとともに、協会職員より「健康診断結果を提出する方法」等、健康保険のトピックスについて講演を行った。 【参加者合計】オンライン：248名</p> <p>◆新規適用事業所（月平均400事業所）のほか、被保険者数が5～9人の事業所（約6,804事業所）に対し9月に文書勧奨を実施した。</p>	<p>●42.25 %（11月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年度末：<u>41.47%</u></p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（3）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題分析の推進 ・医療機関・薬局へのアプローチ ・加入者へのアプローチ ・北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携 <p>【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする ※) 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>《課題分析の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 11月にジェネリックカルテやデータブックが本部から支部へ提供され、支部ごとの阻害要因の確認や分析を行っている。 <p>《医療機関・薬局へのアプローチ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一定数量以上の処方数量のある医療機関と全薬局を対象に、自医療機関（薬局）におけるジェネリック医薬品の処方（調剤）割合等を見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を3月に送付予定。 <p>《加入者へのアプローチ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部において8月に第1回目のジェネリック医薬品軽減額通知を約320万件送付。今後2月に第2回目として約260万件送付予定。昨今の医薬品の供給不足や安全性・品質管理等の問題で供給に問題があると厚生労働省が判断した医薬品を除外するなどの対応をとっている。 <p>《北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ジェネリック使用促進がテーマのポスターコンクールを共同で開催し、作製したポスター（1,000部）を11月から札幌市内の主要な施設等に掲示し、周知・広報を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 82.5%（8月末現在） <p>【前年度実績】 令和3年度末：82.2%</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（4）インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>・周知広報の確実な実施</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《周知広報の確実な実施》</p> <p>◆インセンティブの周知・広報については、支部定期広報媒体による周知を実施。</p> <p>また、12月以降には、令和3年度の実績評価結果が確定するため、それらを踏まえた広報を実施するとともに、2月には保険料率改定と併せて、新聞・Web広告等にて周知・広報を予定している。</p>	<p>—</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（５）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療提供体制に係る意見発信 ・医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・上手な医療のかかり方に係る働きかけ <p>【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>《医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信》 《医療提供体制に係る意見発信》 《医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆支部が直接参画している札幌圏域・北網圏域地域医療構想調整会議については、上期の開催は無かった。 ◆そのため、被用者保険の意見を発信すべく、10月に北海道保険者協議会を通じ、北海道総合保健医療協議会（地域医療専門委員会）に対し、全圏域の地域医療構想調整会議において、現役世代である北海道支部の二次・一次医療圏単位の流出入状況等のデータを踏まえた議論を行うことを申し入れた。 また、12月開催の北海道保険者協議会専門部会の場においても、同様の意見発信を行った。 <p>《上手な医療のかかり方に係る働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一定の条件（直近1年間で花粉症治療薬の処方を受けている等）を満たす加入者（10,000人を上限）に対し、OTC医薬品のメリット等に関する通知書を2月に発送予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 0回実施（11月末現在）

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>（6）調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部による医療費分析 ・外部有識者を活用した調査研究の実施 ・調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《支部による医療費分析》 《外部有識者を活用した調査研究の実施》</p> <p>◆令和3年度に北海道医療大学と共同で実施した「歯周疾患と生活習慣病等の関連性」に関する研究成果について、協会けんぽ本部が発行する「令和4年度調査研究報告書」に寄稿した。</p> <p>《調査研究や分析結果を活用した取組の推進及び発信》</p> <p>◆外部有識者を活用した調査研究を活用し、「食事を噛むこと」に自覚症状（かみにくい/ほとんどかめない）がある者のうち直近1年以上歯科受診がなく、糖尿病の危険因子を持つ者（上限6,000人程度）に歯科受診勧奨を12月に発送した。定性評価（アンケート）は3月に、定量評価（レセプトによる行動変容調査）は6月以降に実施予定。</p> <p>◆支部職員の調査分析スキルの底上げを図るべく、本部が実施する統計分析研修のほか、SPSS（IBM社が開発・販売している統計パッケージ）の操作方法等に関する研修を職員が受講。</p>	<p>—</p>

3. 組織・運営体制関係

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 組織・運営体制関係		
<p>（1）人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>・評価者研修等を通じた管理職のマネジメント能力強化</p> <p>・適切な人員配置</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《評価者研修等を通じた管理職のマネジメント能力強化》</p> <p>◆令和4年度上期の人事評価面談等、様々な機会を捉え、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図っている。</p> <p>◆今年度は、1月に支部独自研修として管理職向けの労務管理に関する研修を実施することとしており、適正な労務管理を学ぶことで、更なるマネジメント力の向上を図っていく。</p> <p>《適切な人員配置》</p> <p>◆業務部の山崩し活動の定着化による成果として、基盤的保険者機能から戦略的保険者機能への人員創出を実施している。また1月以降の業務システム刷新により、更なる効率化を進めていく。</p>	—
<p>（2）人事評価制度の適正な運用</p> <p>・評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底》</p> <p>◆令和4年度から間接システム刷新による、システムでの人事評価事務が開始された。当該取り扱いを支部内で共有する中で、人事評価制度の適正な運用について、改めて意思統一を図った。</p>	—
<p>（3）OJTを中心とした人材育成</p> <p>・支部独自研修等を通じた人材育成</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《支部独自研修等を通じた人材育成》</p> <p>◆支部移転完了後の9月に、支部独自研修（個人情報保護・情報セキュリティ・コンプライアンス・ハラスメント）を実施した。引き続き下期においても、ビジネススキル、電話・窓口対応など業務に必要な技能を習得するための研修を実施することで、研修を通じた人材育成を進めている。</p>	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 組織・運営体制関係		
<p>（４）リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク意識や危機管理能力の向上 ・業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施 ・大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施 <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《リスク意識や危機管理能力の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報の取扱いにかかる研修を9月に実施。また、管理職に対する労務管理研修を下期に実施予定。その他、抜き打ちの安否訓練等を実施することで、危機管理能力の向上を図った。 <p>《業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆6/14～17の3日間において、令和3年度下期分にかかる業務実施状況や個人情報保護等に関する自主点検を実施。問題点の洗い出し、改善を図った。 ◆また、12/7～12の4日間において、令和4年度上期分にかかる業務実施状況や個人情報保護等に関する自主点検を実施。間接システム刷新後の視点から、問題点の洗い出し、改善を図った。 <p>《大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大規模自然災害発生にかかる職員の安否状況と出社可否を迅速に把握するため、安否状況等の報告訓練（平日夜間の抜き打ち訓練）を8月に実施した。 	<p>—</p>

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 組織・運営体制関係		
<p>（5）コンプライアンスの徹底</p> <p>・コンプライアンス遵守の徹底</p> <p>【KPI】 設定なし</p>	<p>《コンプライアンス遵守の徹底》</p> <p>◆コンプライアンス委員会（毎月）や個人情報保護管理委員会（半期に1回、6月）を開催し、リスク管理等の強化を図っている。</p> <p>◆9月に全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。</p>	<p>—</p>
<p>（6）費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>・調達における競争性の向上</p> <p>【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>《調達における競争性の向上》</p> <p>◆一者応札案件を減少させるため、事業者への声掛け、公告期間や納期までの十分な期間の確保、仕様書の見直し等の取り組みを実施し、多くの事業者が参加しやすい環境を整備している。</p> <p>◆一者応札になった案件については、「入札説明書を取得しながらも入札に参加しなかった事業者」に対し、不参加の理由の聴き取り調査等を行い、次回以降の仕様書の見直し等に活用している。</p> <p>◆少額随意契約の範囲内においても、可能な限り見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し、広く見積書の提出を募る方法）を実施している。（11月末時点：8件）</p>	<p>● 15.7 %（9月末現在）</p> <p>【前年度実績】 令和3年度末：10.0 % 【参考】</p> <p>・電気使用量 52,928 KW（9月末現在） ※令和3年9月末現在：25,957KW</p> <p>・コピー用紙使用量 468 箱（9月末現在） ※令和3年9月末現在：441箱</p> <p>・1人当たり超過勤務時間 4.4 時間（9月末現在） ※令和3年9月末現在：4.3時間</p> <p>・一般競争入札実施件数 21 件（11月末現在） ※令和3年11月末現在：18件</p> <p>・うち一者応札となった件数 3 件（11月末現在） ※令和3年11月末現在：2件</p>